

元の諸帝の文學 (四)

—— 元史叢說の一 ——

吉川幸次郎

(五) 順帝とその太子

至順三年の八月己酉、文宗はよはひ二十九で崩すると、文宗の兄明宗の子なる懿璘質班、すなはち寧宗が立つたが、在位わづか四十三日【燕鐵木兒傳】による】で崩じ、そのあとには、同じく明宗の子で、懿璘質班の兄なる妥懽貼睦爾が、廣東の靜江、すなはち今の桂林から迎へられて、位に即いた。時に年十三、これが元の最後の天子順帝であつて、やがて明の太祖に逐はれて北漠にのがれる迄、在位三十五年であつた。

順帝も支那の書法をよくしたことは、この論文の冒頭に引いた陶宗儀の「書史會要」に、「天性仁恕、つとめて寛平もて治を致したまひ、奎章を改めて宣文と爲

し、儒を崇めて道を重んじ、舊臣を尊禮したまふ。萬幾の餘には、心を翰墨に留めたまひ、書したまふ所の大字は、嚴正結密にして、淺學の到る可きに非ず。奎畫の世に傳はるもの、人知りて實となす」と見える通りであるが、いはゆる「奎畫の世に傳はるもの」として、その宸翰に關する記事を載籍の中から拾へば、まづ幼年時代、諸王として廣西に遷謫された時代のものとしては、胡震宜なるものに與へた九霄の二字の跋が許有仁の「至正集」卷七十一に見える。

恭題胡震宜所藏今上御書

布衣臣豫章胡震宜、奉九霄二字示臣有壬曰、震宜游桂林、實得侍今上皇帝筆硯、及見始作字時、落筆如宿習、每精意審訂、然後振臂、一掃不復潤飾、

此則書以賜震宦者也、臣有壬齋沐伏觀、而竊有感於揚雄氏之言也、雄之言曰、聖人矢口而成言、肆筆而成書、蓋天縱之聖、不求成文、放口而自成文、不求成訓、恣筆而自成訓、書以爲訓有道焉、字畫之寓有訓焉、宸翰健剛端重、渾然天成、書家疲精力、吃吃歲月、有所不能、而天性超越、一趣徑至、非聖人肆筆而成書乎、而九霄二字、又有訓焉、唐高宗爲飛白賜近臣、皆有比興、其賜郝處俊曰、飛九霄、假六翮、豈聖衷有見於震宦、故不他書、而顯此二字以賜之邪、震宦其益進於學、益勵於行、養六翮以待一飛、其勿急急於小成也、

果してどれほどの出来ばえであつたかはわからぬとして、「健剛端重、渾然天成」とは、幼童の書を褒めるのに、ふさはしい言葉である。歐陽玄の「御書九霄賛」といふ文も、この御書の賛であつて、「天は淵衷を啓き、神は筆力を助け、震の畫と乾の初と、天の則を洞見したまふ」と評してゐる。

そのほか靜江時代の翰墨として、蘇天爵の「元故僉浙東海石道肅政廉訪司事甄君墓碣銘」には、

上時燕間、喜親翰墨、大書賢卿二字以賜、

と、近侍の甄世良に賢卿の二字を書いて與へたむねを記し、余闕の「青陽先生文集」卷八に見えた「御書賛」には、

今上皇帝潛邸廣西時、書方谷字、賜臣毛遇順、謹贊曰、皇德淵靚、泊如大壺、海上浴日、惟書爲娛、穆々玄雲、垂如脂素、神馬登河、驚鸞游霧、臣順

雷賜、今益造玄、雲漢在上、湖可寶焉、と、毛遇順に方谷の二字を與へたむねを記す。前の九霄の二字と共に、おそらく手習草紙の切れはしであらう。權衡の「庚申外史」【「寶顏堂秘笈」に收む】には、帝は靜江にゐた頃、さる寺を居所としてゐたが、その長老が帝を憐んで、論語孝經を授け、且つ日課として二枚づつ習字をさせたといふ。果して然らば、ほぼ漢人の子供と同じ教育を、この幼い蒙古の皇族は、受けたわけである。「外史」にはまた、帝は迎へられて都に歸る際、勉強道具を小箱に詰めて行つたとも、記してゐる。

帝居寺時、長老秋江亦嘗教之讀論語孝經、日寫兩張、及召回京師日、收拾書冊紙筆、藏小皮篋中、手自開閉、用馬馱之前行、

次に即位後の宸翰としては、黃潛の「黃學士文集」卷二十一に、次の二つの跋が見える。

恭跋御書明良二大字

皇上在有天下、端拱無爲、清閒之燕、游心於藝事、雲章奎畫、覓出前古帝王之上、而臣下罕有獲拜賜者、惟翰林學士承旨開府儀同三司扎刺爾公、以開國元勳之胄、世長宿衛、清忠粹德、簡在帝心、親御翰墨、書明良二大字以賜焉、仍命公因以爲字、臣潛忝以非才、載筆從公之後、公出以示臣、俾志于下方、臣竊惟君尊臣卑者分之殊、休戚同之、其體則一、是故舜之作歌、皋陶之賡載、皆取諸人之一身、而以元首股肱爲喻、元首之明、君德也、股肱之良、臣道也、合明良之二言以爲賜、而因以字之、于以表君臣之一體也、非世家重臣、與國同休戚者、何以堪此乎、雖然、舜皋陶之賡歌、所謂元首明哉者、臣之良由君之明也、武丁之命說、所謂股肱惟人、良臣惟聖者、君之聖由臣之良也、然則公之圖爲補報者、宜何如哉、臣不佞、不敢徒以公衣被昭回之光、修爲一時之榮遇、而獨以大人之事君者、有望於公、罔俾昔賢專美于前也、

恭跋御書慶壽二大字

今上皇帝改元至正之明年、翰林學士臣朶爾直班、嘗一日侍燕閒于宣文閣、上親御翰墨、作慶壽兩大字、以賜焉、後七年、臣潛以非才待罪翰林、臣朶爾直班由遼陽行中書省平章政事、入爲中政使、出示臣潛、俾謹誌之、臣潛欽惟、皇帝陛下以天縱之多能、聖學之餘事、形於心畫、如雲漢之昭回在上、非下土愚臣所得而窺測、然竊聞之、皇極五福、以壽爲先、兆民所賴、一人之慶、夫以勳賢貴胄爲國世臣、錫之眉壽、以保其家、宜也、乃若推廣上恩、均慶于下、使八荒之人、同躋壽域、豈非所謂彰君之賜乎、臣潛於名言之所不及者、既不敢贊一辭、而屬望之私、有不容自己者、謹以志于下方、「雲章圭畫、覓かに前古の帝王の上に出でたまふといひ、「雲漢の上に昭回するが如し」といふのは、もとより溢美の辭であらう。しかし「清閒の燕には、心を藝事に遊ばせ」、「聖學の餘事が、心畫に形はれた」ことは、疑ふべくもない。かれこれ思ひ合はせると、その書法は全く格に入らぬものでもなかつたやうである。なほ、この二通の宸翰を賜はつた扎刺爾公、乃至

は采爾直班といふのは、順帝の文臣であつて、字は惟中、扎刺爾氏、開國の元勳なる木華黎の裔であつて、元史によればその七世の孫であり、英宗の輔相なる拜住からは從子にあたる。また錢大昕の説では、木華黎の六世の孫拜住の從兄弟だとする。いづれにしても當時の蒙古貴族中、最も文學あるものであつて、心を經術に留め、伊洛諸儒の書を、手から離さず、五言詩を作るのを好み、書に長け、「治原通訓」といふ著述まであつたと、元史に見える。

この二通の宸翰のほか、楊瑀の「山居新話」には、**「山齋」**の二大字を沙刺班に賜はつたと見えるが、これもおそらく即位後のものであらう。

北庭文定王沙刺班、號山齋、字敬臣、畏吾人、今上皇帝之師也、上嘗御書山齋二大字賜之、

またいま原書を見るを得ないけれども、「佩文齋書畫譜」卷二十によれば、李存の「侯齋集」には、玄教大宗師吳全節に賜はつた「**間間看雲**」の四大字の賛として、次の文がある筈である。

元統元年、皇帝御明仁殿、特書間間看雲四大字、賜玄教大宗師特進上卿吳全節、於是模刻、飾以金

碧、齋歸而揭之、布衣臣李存言曰、聖心之安、神氣之和、蓋溢於筆墨之外、不但度越前代、有非專門白首所能企及、謹稽首而爲之贊曰、皇帝踐祚、尙於文德、偉哉天遊、先此翰墨、惟大宗師、實方外臣、應時順事、豈必隱綸、故山之西、有宇明靜、異其扁揭、昭乃修省、燕間特書、龍相願並、煥乎天章、誰其能名、微臣何有、四海頌聲、

さて、かく帝は自ら翰墨に親しんだばかりでなく、前賢の法書に對しても、關心を示し、かつて智永の千字文を翻刻して、諸臣に賜はつたことがある。許有壬の「至正集」卷七十三に見えた次の二跋によれば、原本は燕京の田氏から翰林直學士亦思剌瓦性吉を経て祕府に獻ぜられたものといふが、いかなる譜系の本であるか、書の歴史にくらい私には、その道の方の教を待つほかない。

跋戸部主事觀音奴新刻千文賜本

智永眞草千文、散落世間、存者無幾、雖祕書所蓄、亦有可指議者、南北盛傳、在京師則有田氏家藏墨蹟七十三行爲最佳、田氏圖書散失、翰林直學士亦思剌瓦性吉購得之、不敢私有、以獻於上、上覽而

悅、命移刻諸石間、以墨本賜臣下、翰林應奉觀音奴露賜焉、觀音奴得之、亦思七十三行中所謂堅持雅操好爵自縻之言、以報聖恩之萬一乎、勿徒爲翰墨觀美而已也、

跋檢討鄭取新刻千文賜本

智永書千文真蹟、皇上覽而善之、命刻諸石、摹本所及、蓋殊渥也、而經筵檢討臣鄭取、以待從之請、亦霽賜焉、竊觀宸翰精妙、高出古今、天光日華、寶飾萬物、而猶取法古昔、此大禹之不自滿假也、昔有史臣、下用拙筆以取容者、自言我於興代、方外之人、一藝之精、掇拾殘缺、俾爆於世、何懸絕若是邪、在藝且爾、則於往聖續民命壽國脉之大經要訓、有不求者乎、此經筵之所以緝熙日新也、是帖之不泯、非智永之幸、斯文之幸也、斯文之幸、天下後世之幸也、

また歐陽玄の「圭齋文集」卷十四「御賜石刻千文揚本後題」またこの模本の跋である。

今上皇帝得智永千文、命近臣勅刻宣文閣中、所拓墨本、從官之有文學者、則識以宣文閣寶而賜之、授經郎浦陽鄭深浚常、嘗侍上經筵、故預是賜、可

謂稽古之榮也、夫金璧珠寶、天下貴賤之所同尚也、國家以旌有德賞有功、於所同尚者不靳焉、所以示恩也、至於法書名畫、遇彌文之代、時君聖性好古、則其所尚、有重於金璧珠寶矣、於其文學侍從之臣、不靳其所獨尚者而賜之、所以示異恩也、鄭氏浦陽義門、九世同鑾、朝廷嘗旌之、今浚常以斯文又膺是賜、愚故願義門之子孫、世世寶之、上以無忘聖天子好古博雅之志、下無以忘乃祖父遭遇之由、足以垂久遠矣、

さて、このあたりでいささか觸れておきたいのは、かの文宗の翰墨の府であつた奎章閣の、順帝の世におけるなりゆきである。奎章閣は順帝の世には、名を宣文と改められるのであつて、そのことは「本紀」の至正元年六月の條にも、

戊辰、改舊奎章閣爲宣文閣、

と見える通りであるが、事ここに至る迄には、左のやうな経緯があつた。さうしてその経緯は、すなはちまた當時の政情の變遷を反映する如くである。

すなはちまづ、文宗の崩後、順帝即位の當初には、奎章閣は、暫くその機能を停止したと覺しい。むろん

その建物は存在し、奎章閣なる名稱も存続したが、天子常御の所とならず、ただ「奎章閣大學士」なる名稱が、重臣の虛銜として加へられるに止まつたやうである。「本紀」を検すると、即位の直後、至順四年の六月に、

辛未、命伯顔爲太師中書右丞相上柱國監脩國史兼奎章閣大學士領學士院太史院回回漢人司天監事、
「奎章閣大學士」が宰相伯顔の加銜になつてをり、
元統二年七月の條には、

壬辰、帝幸大安閣、是日宴侍臣於奎章閣、
とそこで近臣に宴を賜はり、至元元年閏十二月には、
丁酉、御史大夫撒的、加銀青榮祿大夫、領奎章閣、
知經筵事、

四年四月には

乙亥、命阿吉剌爲奎章大學士兼知經筵事、
と見えるのが、元統至元の間に於ける奎章閣關係の記事であるが、要するにあまり花々しい活動はしてゐない。

これは當時の政情を考へて見れば、さもあるべきことである。すなはち帝の即位の初め、元統の二年間は

帝を擁立した燕鐵木兒の子、唐其勢の一家が跋扈した時代であり、それにつゞき至元の六年間は、唐其勢失脚の後をうけて攝政となつた伯顔が、飛ぶ鳥をも落さんする勢ひを示した時期である。足かけ八年間この幼弱の天子は、ただもう垂拱仰成するばかりであつた。

かうした政情の中では、奎章閣が天子文學の署としてその機能を發揮すべくもない。のみならず、至元時代の宰相であつた伯顔は、至つて漢文化ざらひの人物であつた。科擧を廢してしまつたこと、南人の仕途を大いにはばんだこと、みなそのあらはれならぬはない。

また世祖の昔に還ると稱して、再び至元の年號を用ひたのも、どうやらその非漢化主義と關連したことを思はれるが、かうした空氣の中にあつては、奎章閣が、あれどもなきが如き形になるのは、いよいよ當然である。ところが、かうした狀態に變化をもたらしたのは伯顔の失脚である。さうして帝が親しく政務を視ることとなり、親政の輔相としては、脱脫が任命されることとなつた。脱脫は、伯顔の甥であるけれども、伯父とは打つて變つた文化主義者であつた。「元史」の脱脫傳にはいふ、

生而岐嶷、異於常兒、及就學、請於其師浦江吳直方曰、使脫脫終日危坐讀書、不若日記古人嘉言善行、服之終身耳、

かく幼時から漢書に親しんだ人物であつて、その師吳直方といふのは、實にかの淵穎先生吳萊の父である。また書も一通りは書いたらしく、陶宗義の「書史會要」には、「善大字」として、その名を録し、歐陽玄はその「白麟溪」三大字に跋して、「字畫方毅にして、酷く顏真卿に類たり」といふ。かうした人物が、輔相となつたのであるからして、ここに伯顏の行き過ぎは是正され、

脱脫乃悉更伯顏舊政、復科舉取士法、復行太廟四時祭、雪鄭王徹徹禿之冤、召還宣讓威順二王、使居舊藩、以阿魯圖正親王之位、開馬禁、減鹽額、蠲負逋、又開經筵、遴選儒臣以勸講、而脱脫實領經筵事、中外翕然、稱爲賢相、

といふ風に、科擧の再興を始め、種々の文化的な新政が行はれることになつた。かうした政策の轉換は、單に伯顏と脱脫との人柄の差違に基くか、或ひは既に成年に達した順帝の性向が、伯顏のやうな守舊の政治に

あきたらずして、宰相の更迭を促したが、またそもそも當時の朝廷の空氣全體が、伯顏的な國粹主義を支持しがたくなつてゐたか、恐らくはそのいづれもを原因とするであらうが、それはともかくとして、かうした空氣の轉換は、俄然奎章閣をも活氣づけ、至元五年三月、伯顏が失脚したその月の本紀には、

丁丑、以治書侍御史達識帖睦迤爲奎章閣大學士翰林直學士、揭傒斯爲奎章閣供奉學士、

と、さつそく奎章閣の官屬が充實されてゐる。供奉學士となつた揭傒斯が、翰林の名流であることは既に文宗の條で説いた。達識帖睦迤も、蒙古人ではあるけれども、「元史」の本傳に、

幼與其兄鐵木兒塔識、俱入國學爲諸生、讀經史悉能道大義、尤好學書、

と見えるやうに、翰墨とゆかりのある人物である。またその年の七月には

戊寅、命翰林學士承旨腆哈、奎章閣學士懷慶等刪修大元通制、

と、奎章閣へ「大元通制」編纂の命が下るのであるが、やがてその年の十二月には、

戊子、罷天曆以後増設太禧宗禋等院及奎章閣、と、一應廢止されてしまつた。これはいささか理解に苦しむことのやうであるが、そこにはまた別の理由がある。すなはち、順帝の即位は、もともと文宗の皇后不答失里の懿旨によるものであり、そのためいしよ順帝は文宗を先皇としてあがめてゐた。ところがやがて順帝の父なる明宗は、文宗に謀殺されたといふ事情が明かになり、この年の六月、詔を下して文宗の廟主をのぞき、皇太后を東安州に移してゐる。かうした關係が、文宗によつて新設された諸官署を廢止させることになつたと思ふのであつて、奎章閣もその卷き添へを食つたものらしい。

ところが、その翌年には、年號も新政に應じて、至正と改まると共に、一度廢止された奎章閣が、再び宣文閣として更生することになつた。さうして天子は五日ごとにそこに御し、歐陽玄、李好文、黃潛、許有壬などの名流から經書の講義をきき、手習ひをし、古琴を彈ずることとなつた。事は「庚申外史」に見える。いはく、

辛巳至正元年、詔選儒臣歐陽玄李好文黃潛許有壬

等四人、五日一進講、讀五經四書、寫大字、槩操彈古調、常宣文閣、（この句脫字あらん）用心前言往行、欽欽然有向慕之志焉、

時に帝は年二十四である。

もつともかうした文化主義に對し、侍臣の中には反對となへるものがなほないではなかつたが、それを押し切つたのは、脫脫であつた。脫脫の傳にはいふ、帝嘗御宣文閣、脫脫前奏曰、陛下臨御以來、天下無事、宜留心聖學、頗聞左右多沮撓者、設使經史不足觀、世祖豈以是教裕皇哉、即祕書監取裕宗所授書以進、帝大悅、

また當時の色目人大臣のうち、第一のインテリであつた嶮嶮の進言も、宣文閣の再開にあづかつて力あつた。「元史」の嶮嶮傳にはいふ、

大臣議罷先朝所置奎章閣學士院及藝文監諸屬官、嶮嶮進曰、民有千金之產、猶設家塾延館客、豈有堂堂天朝、富有四海、一學房乃不能容耶、帝聞而深然之、即日改奎章閣爲宣文閣、藝文監爲崇文監、存設如初、就命嶮嶮董治、又請置檢討等職十六員以備進講、帝皆俞允、

かく天子の學問所としての組織が、再び整備されたばかりでなく、書畫の鑑賞といふ機能も、復活した。黃潛の「黃學士文集」卷二十五「資善大天河西隴北道肅訪使凱烈公神道碑」すなはち拔實の神道碑には、至正初年のこととして、

上嘗坐宣文閣、閱宋徽宗畫、侍臣共稱其神妙、公前奏曰、徽宗溺於小技、而不恤大事、以失其國、父子並爲羈虜、其遺迹雖存、何足貴乎、上默然、亟命藏畫、

と、帝が宣文閣に於て、宋の徽宗の畫を賞したむねを記してゐる。さうした藝術方面の閣臣として、最も恩遇を迎へたのは、かの「六書正譌」「說文字原」の著者なる周伯琦であつた。元史の伯琦の傳にはいふ、

至正元年、改奎章閣爲宣文閣、藝文監爲崇文監、伯琦爲宣文閣授經郎、教威里大臣子弟、每進講輒稱旨、且日被顧問、帝以伯琦工書法、命篆宣文閣寶、仍題扁宣文閣、及摹王羲之所書蘭亭序智永所書千文、刻石閣中、自是累轉官宣文崇文之間、而眷遇益隆矣、帝嘗呼其字伯溫而不名、

この文章によつて、宣文閣にも、奎章閣同様、授經

郎が置かれ、蒙古大臣子弟の教育に當つたこと、收藏の印記としては、伯琦の刻した「宣文閣寶」が用ひられたこと、また前にあげた智永の千字文のほか、蘭亭序も模本が石に刻せられたこと、模本の筆者はいづれも伯琦であつたことがわかる。伯琦には「近光集」三卷「扈從詩」一卷があり、宣文閣の掌故に多く觸れてゐることと察せられ、四庫提要には、楊允孚の「蘆花百詠」と共に、最も「元季の遺聞に溯り」得べきものと評してゐる。東京の靜嘉堂に明刊本のあることを知つてゐるけれども、まだ寓目せぬ。顧嗣立の「元詩選」に抄出したもののみについていへば、「紀恩五十韻」と題する五言長律、「宣文下直」「夏日閣中入直三首」と題する七絶、いづれも閣に關する作である。

なほ收藏の印記は、伯琦の刻した「宣文閣寶」のほか、「至正珍祕」といふ小玉印も用ひられた。「本紀」の至正九年六月の條に、

丙子、刻小玉印、以至正珍祕爲文、凡祕書監所掌書畫、皆識之、

とあるのが、それである。これらの印記を押した書畫が今なほ人間に存するかどうか、やはり専門家の教へ

を待ちたいと思ふ。なほまた西域人の書家盛熙明が、その「法書考」八卷を献上して、嘉納されたと、「書史會要」に見えるのも、順帝をめぐる墨縁の十つである。

盛熙明、其先曲鮮人、後居豫章、清脩謹飭、篤學多材、工翰墨、亦能通六國書、至正甲申、嘗以所編法書考八卷進、上覽之微卷、命藏禁中、

かく至正初年の宣文閣をめぐる空氣は、きはめて文化的であつた。また帝も、さうした文化的な空氣の中心たるに堪へるだけの教養を、そなへてゐたやうである。かの遼金宋の三史が脱脫の名を署して纂修されたのも、當時の朝廷の文化的な空氣の、象徴といはねばならぬ。前代史の纂修は、世祖以來の懸案であつたがそれがここに至つて解決されたのであつた。編纂は至正三年に始められ、翌々五年に成つたが、書が成つて、右丞相阿魯圖が上進するや、帝は阿魯圖に向ひ、

史既成書、前人善者、朕當取以爲法、惡者取以爲戒、然豈止激勵爲君者、爲臣者亦當知之、卿等其體朕心、以前代善惡爲勉、

といつたと本紀に見える。更に興味があるのは、阿魯圖傳の記事である。

時詔修遼金宋三史、阿魯圖爲總裁、五年三史成、十月阿魯圖等既以其書進、帝御宣文閣、阿魯圖復與平章政事帖木兒塔識太平上奏、太祖取金、世祖平宋、混一區宇、典章圖籍、皆歸祕府、今陛下以三國事績、命儒士纂修、而臣阿魯圖總裁、臣素不讀漢人文書、未解其義、今者進呈、萬機之暇、乞以備乙覽、帝曰、此事卿誠未解、史書所繫甚重、非儒士汎作文字也、彼一國人君行善則國興、朕爲君者、宜取以爲法、彼一朝行惡則國廢、朕當取以爲戒、然豈止激勵人君、其間亦有爲宰相事、善則卿等宜倣、惡則宜監戒、朕與卿等、皆當取前代善惡爲勉、朕或思有未至、卿等其言之、阿魯圖頓首舞蹈而出、

阿魯圖が「臣は漢人の文書に習はねば、その内容を解し申さず」と上奏したのに對し、帝は支那人の史學の効用を、縷々と説明してやつてゐる。臣僚の方はなほ或ひは昔日の蒙古人であつたが、君主の方は、もはや舊日の阿蒙でなかつた。

なほこの修史の事業ならびに科擧の復興も、宣文閣の開設の場合と同じく、懷懷の進言が、與かつて力あ

つた。

時科舉既輟、嶮嶮從容爲帝言、古昔取人材以濟世用、必由科舉、何可廢也、帝采其論、尋復舊制、一日進讀司馬光資治通鑑、因言國家當及斯時修遼金宋三史、歲久恐致闕逸、後置局纂修、實由嶮嶮發其端、

この嶮嶮といひ、前に觸れた朶爾直班といひ、達識帖睦邇といひ、蒙古色目の大臣の中から、好文の人が陸續と輩出して、朝廷の要位にゐたことは、元末の蒙古朝廷の空氣を、別の面から語るものである。

もつとも、かうした好文の空氣は、至正の始めにのみことにいちぢるしいのであつて、やがて帝は西僧のすすめる房中の術に溺れ、佚樂に身をまかせることとなる。またそれと共に、天下も漸く多故となり、群雄東南に蜂起して遂に至正二十八年の蒙塵に至る。そのため「本紀」の後半には、右文の記事は影をひそめ、帝の失徳に關する記事ばかりが多く見える。「本紀」の上に於けるさうした記事の變化が、大たい至正十四年、脱脫の失脚を境として起るのは、興味ある現象であるが、それは暫くおくとして、順帝が支那の藝文に

對し理解と嗜好をもつてゐたことは、疑ふべくもない。單に漢文を読む能力ばかりでなく、それを綴る能力もつてゐたかと疑はれる資料がある。楊瑀の「山居新話」に見える挿話は、それであつて、いはく

至元六年二月十五日、黜逐伯顏太師之詔、瑀與范匯同草於御榻前、草文、以其各領所部、詔書到日、悉還本衛、上曰、自早至暮、皆一日也、可改作時、改正一字、尤爲切至、於此可見聖明也、

すなはち至元六年、伯顏罷免の際の詔勅のむすびは「本紀」にも見えるやうに、

今命伯顏、出爲河南行省左丞相、所有元領諸衛親軍并怯薛丹人等、詔書到時、卽許散還、

であり、これは楊瑀等が玉座の前で起稿したものであるが、最初の艸稿では「詔書到日」となつてゐた。ところがそれでは手ぬるい、「詔書到時」にせよと、帝から注意されて改めたといふのである。これは帝の作文力を示すものと見てよからう。なほ「新話」の著者楊瑀は順帝の潜邸の頃からの舊臣であり、伯顏追放にも一役つとめたと、脱脫傳に見える。

また帝が畫をも能くしたらしいことは、「庚申外史」

の末「野史斷曰」の條に、

予聞之友人暢申之曰、帝不嗜酒、善畫、又善觀天象、

と見える。「酒を嗜まず、畫を善くし、また善く天象を觀る」といへば、むしろ蒼白きインテリであつたことを思はず。

ここで注意すべきことは、帝は實は蒙古人でなく、宋の恭帝の落胤であるといふ異聞が存在することである。このことが最も早く見えるのは、おそらく「庚申外史」であつて、その至正五年の條下にいふ、

國初宋江南歸附時、瀛國公幼君也、入都自願爲僧白塔寺中、已而奉詔居甘州山寺、有翹王者、因嬉游至其寺、憐國公年老且孤、留一回回女子與之、延佑七年、女子有娠、四月十六日夜、生一男子、明宗適自北方來、早行見其寺上有龍文五采氣、卽物色得之、乃瀛國公所居室也、因問、子之所居得無有重寶乎、瀛國公曰、無有、固問之、則曰、今早五更後、舍下生一男子耳、明宗大喜、因求爲子、并其母以歸、

すなはち宋の亡國の後、甘州すなはち今の張掖縣に

とらはれてゐた恭帝と、さる回回の娘との間に儲けたのが順帝であつて、明宗がそれを子として貰ひ受けたといふのである。順帝が明宗の實子ではないといふ風説は、「元史」の本紀にも見えることであつて、帝の在世中から噂に上つてゐたらしいが、「庚申外史」のやうな説は、それに更に尾緒をつけたわけである。さうして「外史」のこの説は、明の袁忠徹「皇明文衡」卷五十六「紀瀛國公事實」朱權、錢謙益「初學集」卷二十五「書瀛國公事實」らによつて祖述され、しかも結局は清の四庫提要が斷定してゐるやうに無稽の説なのであらうが、かうした説が発生し流行するに至つたのは、帝の性格が漢人的であり、非蒙古人的であつたのと、關係することではないか。ちやうど金の章宗が、宋の徽宗の外孫であるといはれるのと、一般である。

餘談ながら、民國の史家で誰であつたが、また何の雜誌であつたか、順帝漢人説を熱心に主張した論文があつた。明の建文の遜國とか、清の順治の遁世とか、乃至はこの順帝の問題とか、われわれから見れば歴史の本流には大して影響のなさうな問題に、支那の史家は、常に熱心である。支那の史學の往々にして示すこ

のロマンチズム、それはその史學の性格を語るものとして、私には甚だ興味深い。

以上を以て順帝その人に關する叙述を終ることにする。元末の事情は、まとまつた叙述としては、「元史」を始め、いづれも漏略であり、そのくせ零碎な資料は滿地の散錢のごとくある。いま私はそれらを一々讀破する閑をもたぬ。またその存在を知りつつ、しかも目睹し得ない資料も、ひとり周伯琦の「近光集」には止まらぬ。この一章はことに掛一漏萬なのを恐れるのであるが、順帝についての叙述を終るに當り、附帶的に言及しておかねばならぬのは、その太子愛猷識理達臘のことである。

愛猷識理達臘、母は順帝の寵妃であつた高麗人の奇氏、「庚申外史」によれば、至元五年に生れ、脱脫の家で養育された。

冬皇太子生、名愛育失黎答臘、實興聖宮祁氏之子也、乳脫脫家、呼脫脫爲奶公、其後脫脫因奏令正宮皇后子之、

さうして「本紀」では、至正八年二月の條に、

丙子、命太子愛猷識理達臘、習讀畏吾兒文字、

また九年七月の條に、

壬辰、詔命太子愛猷識理達臘、習學漢人文書、以李好文爲諭德、歸暘爲贊善、張冲爲文學、李好文等上書辭、不許、

また至正九年十月の條に、

丁酉、命皇太子愛猷識理達臘、自是日爲始入端本堂肄業、命脫脫領端本堂事、司徒雅普化知端本堂事、端本堂廬中座、以侯至尊臨幸、太子與師傅、分東西向坐授書、其下僚屬、以次列坐、

また十一年三月の條に、

壬戌、徵建寧處士彭炳爲端本堂說書、不至、と、その教育に關する記事を載せ、十三年の六月の條には、

丁酉、立皇子愛猷識理達臘爲皇太子、中書令樞密使授以金寶、告祭天地宗廟、命右丞相脫脫兼詹事、と、太子冊立のことを記してゐる。「庚申外史」は、冊立を十五年にかけ、

立興聖宮祁后子愛育失黎答臘爲皇太子、

と記し、且つその冊詞を載せてゐる。

ところで右の記事でもわかるやうに、太子は、幼時

からウイグル字を教はると共に、儒臣について漢書をも受けてゐる。またその學問所端本堂に於ては手習ひも課せられ、時にはその筆蹟を侍臣に賜はつた。歐陽玄の「圭齋文厓」卷十五「麟鳳二大字贊」にはいふ

皇太子習大書端本堂、上命度其所書、記之於籍、

或以賜近侍宮臣、則錄所賜人姓名、而登載之、慎重之至也、宣文閣授經郎浦江鄭深、其官署既在內府、與青坊密邇、深家又以九世同居聞、自諭德以下、咸樂與之遊、因得侍硯席、被寵顧、故有是賜焉、所賜爲麟鳳二大字、若曰、同居爲國家之瑞、有若麟鳳云爾、筆法方嚴、意度閑暇、天縱不凡、

深得之、允爲慶幸、屬玄記其事於下方、謹拜手作贊、辭曰、春宮臨池、神助腕力、結體楷嚴、運筆端直、上命宮臣、以時貯儲、遇有賜予、籍而記諸、深仕延閣、授徒官庠、獲陪燕翼、膺是寵光、維麟與鳳、肇錫孔嘉、有之似之、瑞我國家、

またおなじく鄭深が、至正十七年、故郷へ歸らうとして、太子の御所に御暇乞ひに出た時にも、「儲君には惻然として、左右を顧みたまひ、近日書したまふ所の眉壽の二大字を取りて賜ひぬるむねが、おなじく「圭

齋文集」卷十四「眉壽二大字跋」に見え、またそれよりさき十四年の秋には宮臣を使ひにして「經訓」の二大字を、歐陽玄に賜はつたと、危素の「圭齋先生歐陽公行狀」に見える。以上はいづれも幼年の臨池であるが、やがてその書は「かどのものとなつたらしく、

「書史會要」には「學を好むを知りて、字を作るを喜びたまひ、眞楷は遒媚にして、深く虞永興の妙を得たまふ、工失の純熟なるに非ずんば、到る能はざるなり」といつてゐることは、この論文の冒頭に示した通りである。更に興味があるのは「庚申外史」至正二十一年の條に見えた次の記事である。

太子酷好祕法、於清寧宮殿置龍牀、中坐東西布長席、西番僧高麗女列坐、滿長席下、太子嘗謂左右曰、李先生教我讀儒書許多年、我不省書中何意、西番僧教我佛經、我一夕便曉、李先生者、狀元李好文也、太子初學書、甚遒勁、其後放蕩無拘檢、專喜臨宋徽宗字帖、謂之瘦筋之書、或告之曰、徽宗亡國之君、不足爲法、太子曰、我但學其筆法飄逸、不學他治天下、庸何嫌乎、

これは大體としては、太子の失徳に關する記事であ

つて、その前半にいふところは太子も父皇同様、西僧のすすめる祕法に溺れ、儒書をさげすんだといふのであるが、注意すべきはその後半であつて、太子が宋の徽宗の柔婉な書を酷愛したといふことである。これは元の末路を飾るには、きはめてふさはしい話柄といはねばならぬ。勇武を以て鳴つた奇渥溫氏も、終にはかうした風流の人物を出すことになつた。もとより野史の記載であるから、必ずしもそのままには事實であるまい。けれども、かうした記載を生むだけの素地を、太子はそなへてゐたと考へてよからう。太子は北遷の直前には、父皇と對立する形になつて葛藤を起し、また北遷の後には、北元の昭宗となつて、漠北に君臨すること、周知の如くであるが、この人物も父皇に劣らぬ文化人であつたやうに、私には思へるのである。

なほ清の顧嗣立の「元詩選」、近人陳衍の「元詩紀事」には、順帝及び太子の詩と稱するものを數首録してゐるが、これはいづれも、自作といふ確證に乏しい。ここには録しない。

さて以上私は、元の諸帝の文學につき、自分でも豫期せぬ程、長々と書き續けて來た。ところで私は、以

上列舉じて來た事實にもとづき、なほ多少のむすびの言葉述べたく思ふ。そのためには、もう一號だけ書かせて頂くことにする。(昭和十八年十二月二十六日)

裕宗眞金の條のところで、眞金の書いた「做書」なるものが、祕書監に敬藏されてゐたと、「元史」の饒慶齡傳、「祕書志」「經世大典序錄」に見えるが、「做書」なる言葉は、他に用例を知らぬ、手本をまねて書いた手習草紙といふことであらうかと、疑ひをとめておいたが、(八卷三號32頁)最近京城帝國大學から惠贈された影印本「朴通事諺解」(奎章閣叢書第八)を披閱してゐると、寺小屋通ひの學童との會話として次の一條があつた。

你每日做甚麼功課、

毎日打罷明鍾起來、洗臉到學裏、師傅上唱諾、試文書の之後、廻家喫飯、却到學裏上書念一會、做七言四句詩、到晌午寫做書、寫差字的、手心上打三賊方、(九二—九三頁)「做書」といふ言葉の意味、またそれが當時普通の言葉であつたことは、これでわかる。なほ「朴通事」は、元の頃、朝鮮人むきに編纂された支那語會話教科書であつて、寺小屋のほか、風呂屋、本屋、呉服屋、大工、左官、町醫者、散髪屋等、當時の市井の情狀を活寫してゐる。社會史風俗史の資料として、比類のない價值をもつものと思はれる。また「做書」といふ言葉、今はない由、これは羅繼祖君の示教である。(同じ年の六月求日、うめ草を求められてしるす)